

マズ更レカウモ一ツ重要ナル点ハ以テ法界ノ根本的ノ大相ハ
損害賠償ノ免除ト云フ規定ガナイノテアリマス既ニ諸言ニ
ヨリ内承ホノ通り彼レ英國ニ於テ起ツルハコトツハイニ事
件ノ場合ノ概ニ以テ項目ガ量イナラバ労働組合ガストライク
ヤツレ場合ニ労働組合ガ法人トナツラ居ツルヤラバ法律ノ法
人ハ其ノ組合ヲ相手ニシテ資本金家ノ手カラ損害賠償ヲ
要求スルト云フ事ハ立法上出来ルノテアリマス更レカ又法人
トナツラ居ナイ場合ニハ個人ノ組合ヲ一列挙シテ更ニ損害
賠償ヲ要求スル事ハ出来ルノテアリマス以テ意味ニ於テ是
亦共損害賠償ヲ労働組合ニ限テ免除スルト云フ規定
カ外國ニモ色シテ美例ノアン事テアリマスカラ是亦共規定
シテ莫クイナケルナラヌノテアリマス又或有イソレハケルハ

十分ナルキルニ至リテ會社ニ五ツノ支部ヲ持ツラ居ルル
組合例ハ機械労働組合ガアツトレマヌルニ其ノ一ツノ第一
ノ會社ト第一ノ支部トノ名ニ爭議カ起リマレシ其ノ爭議ハ
決ニ組合ヲ代表シテ交渉シテ仲裁ヲシテ協合ニ合フ其支
部カ何等カノ事情カ其ノ契約ヲ破棄スル協合ガ行ハラン
今日労働組合ノストライキニ對スル法制ガ充分ニ出来居
ナイ今日ニ於テハ組合ト會社トノ交渉ヲ破ルル協合ガ行ハ
リ得ルコトナラバ協合契約違反ト云フ事ヲ損害賠償ヲ要求
サレバ協合モ吾レハアリ得ルル想像サレルノテアリマス
スカラ一層サウ云フ点モ考慮シテ労働組合ニ就テハ實際
ノ損害賠償ヲ免除スル規定ガ必要テアリマス尤協合
ナケレバ結局資本金ニ労働組合ヲ毒殺スル余地ヲ廢シテ